

令和7年度第11回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和8年2月10日

場所 東北町北総合運動公園
2階 会議室

令和7年度第11回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室
2. 開会日時 令和8年2月10日(火) 午後1時30分
3. 閉会日時 令和8年2月10日(火) 午後2時 8分

4. 出席農業委員(15名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
3番	沼尾京子	4番	浅井弘志
5番	蛭沢清子	6番	小野寺正八
7番	鶴ヶ崎勝也	8番	中野一男
9番	蛭名修二	10番	蛭名勲
11番	久保田正一	12番	甲地俊隆
13番	甲地武彦	14番	藤井久
15番	沼尾幸一		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

旭町 蛭名香織 表町 山田昭二
土橋 土井文隆

7. 欠席農地利用最適化推進委員(2名)

漆玉 岡山伴樹 小川原 市川裕美

8. 会議に付した案件

- 報告第26号 農地の転用事実に関する照会について
報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第42号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見書作成の要請について

9. 議事録署名委員

9番 蛭名修二 10番 蛭名勲

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 甲地徳彦 事務局次長 沢居由香子
主査 坂本惇也

11. 書記

事務局次長 沢居由香子

次 長 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。「こんにちは」着席願います。
只今から、1月28日に招集通知しました第11回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、15名で定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。
尚、農地利用最適化推進委員3名の出席がございまして、それでは、会長より挨拶をお願いします。

乙部会長 (会長挨拶省略)

次 長 ありがとうございます。
それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、報告2件、議案3件であります。
充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。
日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
お諮りします。
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。
(異議なし)の声あり
異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。
議事録署名者には、8番中野一男委員、9番蛭名修二委員を指名いたします。
尚、書記には、沢居次長を任命いたします。
日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
(異議なし)の声あり
異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。
日程第3 報告第26号 農地の転用事実に関する照会について

- 議長 長 て議題とします。
事務局より朗読及び説明願います。
- 事務局長 1 ページをお開きください。
報告第26号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったの
で、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告
するものです。
尚、現地確認は2月2日(月)に、山田昭二農地最適化委員、土
井文隆農地最適化委員と事務局職員2名により遅滞なく現地調
査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。
2 ページをお開きください。
(受付番号38番について、朗読説明省略)
以上、1件です。
- 議長 長 只今、事務局より報告第26号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声
質疑なしと認め、報告第26号は原案のとおり報告済みといたし
ます。
日程第4 報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定によ
る届出書の受理について議題とします。
事務局より朗読及び説明願います。
- 事務局長 3 ページをお開きください。
報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の
受理について、別紙のとおり農地法第3条第1項の規定による届
出書を受理したので報告するものです。
4 ページをお開きください。
(受付番号65～66番について、朗読説明省略)
5 ページをお開きください。
(受付番号67～69番について、朗読説明省略)
6 ページをお開きください。
(受付番号70～71番について、朗読説明省略)
以上、所有権移転7件です。
- 議長 長 只今、事務局より報告第27号の朗読及び説明がありました
が、質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

議長 質疑なしと認め、報告第27号は、原案のとおり報告済みといたします。

日程第5 議案40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について議題といたします。

事務局より議案朗読及び説明願います。

事務局長 7ページをお開きください。

議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり申請許可書の提出があったので審議を求めるものです。

8ページをお開き下さい。

(受付番号38番について、朗読説明省略)

9ページをお開き下さい。

(受付番号39番について、朗読説明省略)

以上、所有権移転2件です。

議長 只今、事務局より議案40号の朗読及び説明がありましたが、質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

質疑なしと認め、議案40号は、原案のとおり許可することに決定します。

事務局長 日程第6 議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。

事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 10ページをお開きください。

議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるものです。

11ページをお開き下さい。

(受付番号12番について、朗読説明省略)

以上、賃貸借設定1件です。

議長 只今、事務局より議案第41号の朗読及び説明がありました。これには、現地調査が行われていますので、事務局長より現地調

査の報告をお願いします。

事務局長

議案第41号の現地調査について、報告いたします。11ページから13ページの農地法第5条転用の賃貸借設定について、2月2日に山田推進委員、土井推進委員及び事務局と現地へ出向き、申請借受人が立ち会いのもと現地確認調査を実施しました。

申請地は、東北町役場分庁舎から東南東へ約8キロメートルの距離にあり、鶴ヶ崎集落と蓼内久保集落との中間に位置し、湖岸道路が、付近を通っている地域です。

現況においては、積雪により境界を確認出来ませんでした、また砂利の採取計画の施行にあたっては、隣接地の崩壊などを防止するため掘削区域までの一定の距離を隔てた保安距離を設けると共に今後、防護柵等を設置し、採取時に発生する汚濁水については、掘削池に貯め浄化し、適度な日数の間滞留させ、適切な水質の水を法定外水路に排出する措置を講じているため、周辺に被害を及ぼす影響はないと判断されます。また、環境関係に関しては、砂利採取法第16条に基づく砂利採取計画認可見込みありとなっております。(上北県土整備事務所所管)

さらには、事業完了後、速やかに農地へ復元する誓約がなされていることから、許可相当と判断して参りました。

議長

ご苦労様でした。

只今、事務局長より、現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご質疑等ありませんか。

(質疑あり) の声あり

鶴ヶ崎委員

今回の件とは違いますが、2年前に現地の東側に位置する砂利採取の場所での復元で、貸し借りをした土地の所有者から水稻を作付けしたのですが、収穫がなかったそうです。そこで地質調査を行ったら通常は田の上部には、良質な土壌があるのですが、その田にはない状況であり、その表土を業者が保管して置けばよかったのですが、廃棄しており、肥料等を2ヶ年実施したのですが、ほとんど米の収穫がなかったそうです。このことにより、貸し借りの間で取り決め等をきちんと行い、問題にならないようにしていただければ良いかと思えます。あくまでも、両者間の取り決めとな

鶴ヶ崎委員　　るのですが、農業委員会の立場としても、業者に指導をしたほうが良いかと思えます。

事務局長　　業者に伝えておきます。

議　　長　　これまでに、砂利採取で貸していた農地の所有者からは、苦情等は農業委員会側には相談等はなかったのですが、今後、指導をしていかなければならないと思えます。
ほかにご質疑等ありませんか

(質疑なし) の声あり

質疑なしと認め、議案41号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第7 議案第42号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見書作成の要請について、議題とします。

事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長　　14ページをお開きください。
議案第42号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見書作成の要請について、農地中間管理事業として実施することが適当と認められるので、農用管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものです。

16ページをお開きください。

(受付番号39番について、朗読説明省略)

17ページをお開きください。

(受付番号43～45番について、朗読説明省略)

18ページをお開きください。

(受付番号46～48番について、朗読説明省略)

19ページをお開きください。

(受付番号49～52番について、朗読説明省略)

20ページをお開きください。

(受付番号53～54番について、朗読説明省略)

21ページをお開きください。

(受付番号55～57番について、朗読説明省略)

22ページをお開きください。

(受付番号58～60番について、朗読説明省略)

23ページをお開きください。

事務局長 (受付番号61～63番について、朗読説明省略)
24ページをお開きください。
(受付番号64～66番について、朗読説明省略)
25ページをお開きください。
(受付番号67～68番について、朗読説明省略)
以上、賃貸借1件、使用貸借27件です。

議長 只今、事務局より議案第42号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声あり
質疑なしと認め、議案第42号は、原案のとおり承認すること
決定しました。
。
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
第11回東北町農業委員会総会を閉会いたします。